

交通安全功労者等（北海道社会貢献賞・北海道善行賞）表彰事務取扱要領

	昭和 44 年	9 月	5 日
(一部改正)	平成 10 年	4 月	30 日
(一部改正)	平成 22 年	4 月	1 日
(一部改正)	平成 24 年	7 月	27 日
(一部改正)	平成 28 年	3 月	15 日
(一部改正)	令和 3 年	2 月	26 日
(一部改正)	令和 6 年	8 月	1 日

1 趣 旨

北海道表彰規則（平成 10 年北海道規則第 31 号。以下「規則」という。）に定める北海道社会貢献賞及び北海道善行賞のうち、北海道表彰事務取扱要領（平成 10 年 4 月 1 日総務部長通達。以下「事務取扱要領」という。）の別表第 1 の「表彰の対象」中「交通安全功労者」及び「交通安全実践者」の表彰並びに被表彰者の推薦手続等は、規則、事務取扱要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の種類

- (1) 北海道社会貢献賞（交通安全功労者、交通安全優良実践団体）
- (2) 北海道善行賞（交通安全実践者）

3 表彰の対象

表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 北海道社会貢献賞（交通安全功労者、交通安全優良実践団体）の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体とする。
 - ア 指導者として、交通安全実践団体の指導育成等に献身的な尽力をし、特に顕著な功績があったもの
 - イ 交通安全運動を積極的に展開し、交通事故防止に顕著な効果を上げている地域実践団体
 - ウ 交通事故防止のための組織を設け、組織ぐるみの交通安全運動を積極的に推進し、交通事故防止に顕著な効果を上げている会社、事業所等
 - エ 交通安全教育を積極的に実践し、交通安全思想の普及等に顕著な成績を上げている幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等
- (2) 北海道善行賞（交通安全実践者）の表彰は次の一に該当する個人とする。
 - ア 交通安全指導員・奉仕員として、多年にわたり継続して交通指導等の実践活動を行い、その行為が他の模範となるもの
 - イ 交通安全運動に率先して参加し、その努力が他の模範となるもの
 - ウ 自動車運転者として常に安全運転に徹し、交通法令違反、交通事故が無く、人格、技能ともに優れ、交通安全運動に寄与し、他の模範となるもの

4 被表彰者の推薦

被表彰者（団体）の推薦は、次の手続きにより行うものとする。なお、別紙様式は書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することとする。

- (1) 市町村は、管内の関係機関及び団体と協議の上、被表彰者（団体）を選考し、市町村長は総合振興局・振興局長を経由して環境生活部長に別紙様式の推薦書を提出する。
- (2) 総合振興局・振興局長は、前項の推薦書を受理したときは、意見を附して速やかに環境生活部長に具申するものとする。

5 被表彰者の選考

交通安全を担当する課長は、表彰を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、「事務取扱要領」別記様式 1 の選考調書を作成の上、表彰に係る功績を審査するものとする。

6 被表彰者の決定

被表彰者（団体）の決定は、環境生活部長が決定する。

附則

- (1) この要領は、昭和44年 9月 5日から施行する。
- (2) この要領は、平成10年 4月 30日から施行する。(一部改正)
- (3) この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- (4) この要領は、平成24年 7月 27日から施行する。(一部改正)
- (5) この要領は、平成28年 3月 15日から施行する。(一部改正)
- (6) この要領は、令和 3年 2月 26日から施行する。(一部改正)
- (7) この要領は、令和 6年 8月 1日から施行する。(一部改正)